伝送装置	21.7	年
き線点遠隔収容装置	13.5	年
無線伝送装置	9	年
通信衛星設備	9	年
架空メタルケーブル	29.1	年
地下メタルケーブル	38.4	年
陸上架空光ケーブル	17.6	年
陸上地下光ケーブル	23.7	年
海底光ケーブル	26.5	年
電柱	21.2	年
管路	60.5	年
中口径管路	60.5	年
とう道	75	年
共同溝	75	年
電線共同溝	60.5	年
無線アンテナ	24.3	年
無線鉄塔	24.3	年
空調設備	9	年
電力設備（電源装置）	6	年
電力設備（発電装置）	15	年
電力設備（受電装置）	9	年
可搬型発動発電機	15	年
機械室建物	24.1	年
監視設備（総合監視）	9	年
監視設備（加入者交換機）	10.6	年
監視設備（中継交換機）	10.5	年
監視設備（伝送無線機械）	10.8	年
監視設備（市外線路）	14.1	年
監視設備（市内線路）	17.4	年
共通用建物	23.1	年
構築物	15.8	年
機械及び装置	10.7	年
車両	5	年
工具、器具及び備品	5.5	年
無形固定資産（交換機ソフトウェア）	15.6	年
無形固定資産（その他の無形固定資産）	5.2	年

別表第六様式第一の第一表及び第二表を次のように改める。

第１表

通信量記録
都道府県別通信量

年度分

都道府県	同一単位料金区域内通信回数	同一中継区域内単位料金区域間通信回数	加入者交換機接続通信回数	中継交換機接続通信回数（加入者交換機を経由するもの）	中継交換機接続通信回数（加入者交換機を経由しないもの）
	同一単位料金区域内通信時間	同一中継区域内単位料金区域間通信時間	加入者交換機接続通信時間	中継交換機接続通信時間（加入者交換機を経由するもの）	中継交換機接続通信時間（加入者交換機を経由しないもの）

注１　音声伝送役務（加入電話、公衆電話及び総合デジタル通信サービス及びその他の役務（網使用料及び業務委託））について記録すること。

注２　各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

注３　同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。